

令和4年第9回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年9月7日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和4年9月16日
4. 出席農業委員 18名
- | | | | |
|-----------|------------|-----------|----------------------|
| 1番 佐藤 易廣 | 2番 柳沼 正治 | 3番 八巻 長一 | 4番 寺島 武 |
| 5番 渡邊 政幸 | 6番 菅野 照 | 7番 鈴木 政浩 | 8番 穴戸 洋一 |
| 9番 阿部 忠幸 | 10番 浦山 公一 | 11番 大槻 孝徳 | 12番 吉田 浩重 |
| 13番 大橋 吉成 | 14番 千葉 利市 | 15番 長沢 壽幸 | 16番 佐藤 清光 |
| 17番 渡邊 茂 | 18番 土屋 洋一郎 | 19番 清野 直人 | |
5. 欠席農業委員 1名
6. 出席農地利用最適化推進委員 21名
- | | | | |
|------------|-----------------------|------------|------------|
| 20番 佐藤 輝弥 | 21番 佐々木 春男 | 22番 大武 有子 | 23番 後藤 喜美江 |
| 24番 橘 典雄 | 25番 八島 市藏 | 26番 高橋 敏明 | 27番 菊池 和彦 |
| 28番 齋藤 信夫 | 29番 佐藤 善一 | 30番 渡邊 みき子 | 31番 野田 源吉 |
| 32番 舟山 健一 | 33番 引地 秀樹 | 34番 八城 智広 | 35番 佐瀬 之人 |
| 36番 小賀坂 伸夫 | 37番 秋葉 武 | 38番 大和田俊一郎 | 39番 三浦 秀勝 |
| 40番 阿部 良夫 | 41番 津田 茂 | 42番 井上 林一 | 43番 八巻 博 |
7. 欠席農地利用最適化推進委員 3名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則
9. 会議の提出事項
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況確認証明願いについて
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第6号 あっせん申出について
10. 議 事
- 議 長 只今から、令和4年第9回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
- (午後2時45分宣告)
- 只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員21名で定足数に達しております。よって令和4年第9回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
- 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日 1 日と決定いたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 1 号朗読説明）
補足説明を農地係長からいただきます。

農地係長 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

2番、3番、4番は関連性がありますので併せて説明させていただきます。

●●●●●●●●●●●●●●●●は、新規就農です。農業生産法人を目指すのではなく、会社として新たに農業を行うということになります。従いまして、2番、3番は解除条件付きの賃貸借の設定5年間、4番は解除条件付きの使用貸借権による設定3年間となります。なお、双方の契約書には契約解除の条項が入ります。農地を適切に利用していないと農業委員会が認めた場合には、許可を取り消すことができるという条件になります。以前は通常の法人は農地を借りることができなかったんですけれども、平成21年の農地法改正で、それが可能になりました。よって、解除条件つきで農地を借りるという申請が上がってきております。2番につきましては●●●●さん、3番につきまして●●●●さん、4番、●●●●さんから、●●●●●●●●●●●●●●●●への賃借権又は使用貸借の設定であります。●●●●●●●●●●●●●●●●は、トラクターと管理機、動力噴霧器、仮払機、乗用草刈り機、歩行型草刈り機、運搬機、トラック等の農機具を所有し、許可後の耕作面積は110aです。作物は、ナス、ピーマン、カボチャ、ニラ、桃、柿です。通作距離は、会社から車で10分です。

5番は、●●●さんから、●●●●さんへ、使用貸借権による権利の設定10年間であります。再経営移譲であります。●●●●さんは、トラクター、軽トラック、動力噴霧器、耕運機、田植機、草刈機などの農業機械を所有しており、家族で年間600日農業に従事し、許可後の耕作面積は44aです。通作距離は、自宅から車で15分の範囲であります。

6番は、●●●●●さんから、●●●●●さんへ、使用貸借による権利の設定10年間であります。●●●●●さんは、耕運機、草刈機などの農業機械を所有しており、本人が年間150日農業に従事し、許可後の耕作面積は95aです。通作距離は、自宅から車で10分の範囲であります。

7番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、使用貸借権による権利の設定10年間であります。新規就農になります。●●●●さんは、管理機、草刈機などの農業機械を所有しており、本人が年間200日農業に従事し、許可後の耕作面積は44aです。季節野菜を作りたいとのことです。通作距離は、自宅から車で15分であります。

8番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、所有権の移転による売買であります。この申請は、先月の農業委員会総会において承認された、伊達市空き家バンクに登録した物件とともに売買を行う、空き家に付随した農地において農業委員会が1筆ごとに指定した農地の売買であります。●●●●さんは、●●●●でも、家庭菜園として800㎡程行っており、全くの素人ではありません。また、伊達市●●●●の●●●●●●●●●●に勤務していたこともあり、こちらに顔なじみの人もあり、その方の協力もいただけるのではないかと考えています。また、農機具は、軽トラック、草刈機を有しており、今後、必要となる農機具を買い揃えたいとのことです。本人も●●で年間220日農業に従事し、農業委員会が指定したすべての農地、22aを取得したいとのことです。じゃがいも、大根、白菜を作り、現在柿が植栽されている農地では引き続き柿を作るそうです。通作距離は、すべて自宅の周囲となります。

9番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、所有権の移転による売買であります。●●●●さんは、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、噴霧器などの農業機械を所有しており、家族が年間180日農業に従事し、許可後の耕作面積は280aです。通作距離は、自宅から車で15分であります。

10番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、所有権の移転による売買であります。●●●●さんは、トラクター、耕運機、田植機、噴霧器などの農業機械を所有しており、家族で年間600日農業に従事し、許可後の耕作面積は441aです。通作距離は、自宅から一番遠い申請地で300メートルであります。

以上、10件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、月舘、霊山、白根、山舟生の30aそれ以外の40aという下限面

積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていること、また、「伊達市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」により空き家に付随した農地において、農業委員会が1筆ごとに指定した農地に限り別段面積を0.01a、1㎡とすることができるようになったことから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番から4番の案件について、34番、八城智広調査員お願いいたします。

34番委員 議案第1号1番から4番の案件について現地調査の結果を報告いたします。

まず1番の案件ですが、去る9月10日に、譲渡人の●●●●さんとは自宅で、譲受人の●●●●さんとは圃場でお話を伺いました。申請地は、大正橋と昭和橋の間くらいに位置しています。●●●●さんは農業を営んでおらず、所有する農地はすべて貸しておりましたが、借主が亡くなりまして、借主とつながりのあった●●さんが買うことになりました。借主が建てたパイプハウスが建っており、●●さんはアスパラを栽培するということでした。何ら問題の無い案件だと思いますので、委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、2番、3番、4番の案件は、被設定人が同一ですので、まとめて報告いたします。設定人の●●さん、●●さん、被設定人の●●●●●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●●●●●さんとは、9月11日にそれぞれ電話でお話を伺いました。申請地の場所は伏黒と保原町の境で、阿武隈川に近いところです。●●さんは、青果物を扱う会社に勤めていて、同じく青果物を扱う●●●●●●●●●●●●●●がナスを試験栽培する畑を探していると聞き、去年20アールほど貸したそうです。●●さんでは、ナスを東京のスーパーに卸していたのですが、「もっと欲しい」との要望があり、今回本格的に新規参入を決め、規模拡大ということで畑を一杯集めたようです。●●さんについては、●●さんの畑のすぐ隣が●●さんの畑でして、●●さんは去年病気になり、動けなくなったので、●●さんの畑を耕していた●●●●●●●●●●●●●●さんに借りてもらうことにした、とのことでした。続いて、●●●●●●●●●●●●●●さんの畑に関しては、県道保原桑折線から北に少し入ったところで、●●さん●●さんの畑からは、車で5分から10分くらい離れています。●●さんの協力農家から紹介されて貸借するに至った案件であるとの事です。申請地の隣の畑を●●●●●●●●●●●●●●さんと取引のある農家さんが作ってしまして、●●さんが施設に入ってしまった、ハウスも空いているから、●●さんで借りたらいいのではなか、と話を持ち掛けられ、借りることにしたそうです。現地にはニラを作っていたハウスも3棟くらいあり、きちんと管理されていて荒れておりませんでした。3件とも、何ら問題のない案件と思われませんが、委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、10番、浦山公一調査員、お願いいたします。

10番委員 議案第1号の5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。9月14日に、設定人本人にお会いしてお話を聞きました。本申請につきましては、農業者年金の受給に係る再申請です。期限が来ましたので再申請するものですので、農地は今まで通り、息子さんが管理をするということでございます。特に何も問題ないようです。委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の6番と7番の案件について、2番、柳沼正治調査員、お願いいたします。

2番委員 議案第1号の6番と7番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず6番の案件についてですが、設定人の●●●●さんは現在施設に入居しておりまして、被設定人である娘の●●●さんと、9月11日の午後6時半に自宅でお会いして話を伺いました。農家住宅を建設する予定があるとのことでしたが、家が母親の名義になっているため、経営移譲申請するとのことでした。お母さんが施設に入っており住所が違うということで、移譲しないと作れないということでもあります。●●の畑7,600㎡については、昭和44年に開拓パイロット事業を入れて桃団地を作ったわけですが、ここは、お父さんが生きていたうちは一生懸命手入れをしたんですけども、20年前にお父さんが亡くなってから、耕作放棄状態になっております。残りの筆は、自家野菜を作っているようであります。これについても私は問題ないと見て来ました。続いて7番の案件につきましては、設定人の●●●●さんは、高校卒業してすぐ●●に就職いたしました。それで、電話で聞きましたら、福島に戻る気はないとのことで、被設定人の●●●●さんに耕作して欲しいと話を持ち掛けたとのことです。譲受人の●●さんは、私の農地のすぐそばで畑を耕作している方なんですけど、この方は自分で重機を使用して荒れた畑を整地して野菜を作っておりました。ところが、イノシシが段々出てきて、イノシシ対策ができるようになったので、また広くして野菜を作りたいとのことで、何ら問題ないと見てまいりました。委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の8番の案件について、22番、大武有子調査員、お願いいたします。

22番委員 議案第1号の8番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。この案件は、先月の総会で空き家に付随した農地の指定についてご審議いただき、承認された農地で、場所は県道51号線付近、上小国●●地区です。譲渡人の

●●●●さんから、お電話でお話を伺いました。●●さんは現在●●●●在住であり、農業に従事しておらず、申請地そばの住宅を空き家バンクに登録して売りに出していました。今回、譲受人の●●さんが住宅と農地を譲ってほしいとのことで、話がまとまったようです。譲受人の●●●●さんとも、お電話でお話を伺いました。本案件のうち柿畑については柿畑のまま柿を栽培していき、あんぽ柿の原料柿として売るか、いずれは自分でもあんぽ柿を生産したいとのことでした。ほかの農地についても、野菜などを植え管理していきたいとのことでした。何ら問題ないかと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の9番の案件について、9番、阿部忠幸調査員、お願いいたします。

9番委員 議案第1号の9番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。9月11日午後に、譲渡人の●●さんと、譲受人の●●さんに会って話を伺いました。この案件は、12～13年前に売買がされておりましたが、登記がされていないため、今回の案件となりました。現地では●●さんが野菜を栽培しており、今後も続けるとのこと。何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の10番の案件について、26番、高橋敏明調査員、お願いいたします。

26番委員 議案第1号の10番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲受人の●●●●さんとは、9月10日の午後から●●さんの自宅で、譲渡人の●●●●さんとは12日の夜、電話でお話を伺いました。●●さんは●●に住んでおりまして、月舘の農地は耕作する意思がないとのことでした。●●さんの次男が、最近野菜作りに目覚めたので、新しい農地を求めて、これから野菜を作って直売所などでの販売を目指したいとのことでした。何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の10件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

12番委員 議長、12番委員。

議 長 12番委員の発言を許します。

12番委員 議案第1号の6番の案件についての質問です。設定人が施設に入居しており、被設定人の娘と現住所が異なるので、改めて経営移譲のための農地法第3条の設定ということなのですが、被設定人の経営面積が、もともと95アールあって、今回移動する面積も同じ95アール。詳しく簡単に、事務局から説明をお

願います。

2 番委員 被設定人は、将来的に農家住宅を建てたいとのことで、経営移譲をして、自分が農家となって、家を作りたいとの意向です。

1 2 番委員 そういった理由で経営委移譲の申請になったという事だとしても、このお嬢様が現時点でも 9 5 アールを経営しているのですか。

2 番委員 ●●●●●と●●●●●に、野菜を作っております。これは、前から自分で作っているようです。●●●●●に関しては、昭和 4 4 年頃、被設定人のお父さんが開墾した畑でした。ここに桃を作っていたんですけども、お父さんが 2 0 年ほど前に亡くなりまして、そこから先は、耕作されていません。

1 2 番委員 そうすると、これは家を作るための、一連の流れだと思うんですけども、農地所有者が施設に入居し、その家族が経営を続ける。だけれども、遊休農地が発生している。ゆくゆくはこの●●●●●の 7,618 m²が、農地パトロールという B 農地等になる恐れがあるんですけども、どういう形で進めるのがベストなのか、事務局からの説明をお願いします。

農地係長 今回の案件につきましては、まず農家住宅を建てるとのことで、やはり農家要件を満たさなければなりません。農家要件は、自ら農地を耕作し経営する農家であることが基本だと考えてございます。続きまして、●●●●●についてですが、今現在は荒れていても、少しずつではありますが、農地として耕作面積を広げていくことを前提として受け付けました。

1 2 番委員 わかりました。事務局と柳沼委員のご説明等により、理解いたしました。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 1 0 件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 1 0 件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、1 番の案件については、3 0 アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 2 号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、砂利採取のための一時転用であります。賃借権の設定、2年であります。農地区分は農振農用地でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため 転用許可可能と判断しました。

2番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定、20年であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

3番については、公共事業受注に伴う、残土置場への一時転用であります。賃借権の設定5か月であります。農地区分は農振農用地でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。

4番については、店舗敷地への転用であります。中古自動車販売のための店舗でございます。所有権の移転、売買になります。農地区分は、伊達市役所から300メートル以内の農地となりますので、第3種農地となります。第3種農地については、原則として許可ができるため、転用許可可能と判断しました。

5番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定、30年であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。なお、この申請地は、令和3年12月の総会で農用地から除外するため意見を求められた農地です。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

6番については、公共事業受注に伴う、残土置場敷地への一時転用であります。賃借権の設定7か月であります。農地区分は、農振農用地でありますので農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。

7番についても、公共事業受注に伴う、残土置場敷地への一時転用であります。賃借権の設定8か月であります。農地区分は、農振農用地でありますので農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。

8番については、公共事業受注に伴う、現場事務所、駐車場及び資材置場敷地への一時転用であります。賃借権の設定8か月であります。農地区分は、農振農用地でありますので農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため 転用可能と判断しました。

9番については、住宅敷地への転用であります。所有権の移転、売買になります。農地区分は、霊山総合支所から500メートル以内の農地となりますので

で、第2種農地となります。第2種農地は、他にかえるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出があることから、転用許可可能と判断しました。

以上、9件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番と2番の案件について、7番、鈴木政浩調査員お願いいたします。

7番委員 議案第2号の1番と2番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日9月15日午前9時、伊達ふれあいセンター集合で、佐々木推進委員、八城推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

まず1番の案件について、場所は、昭和大橋から伏黒の方に、200メートルほど行ったところです。砂利採取ということで、被設定人の●●●●も、隣接する農地に迷惑がかからないよう、かなり離して採取をするとのことでした。設定人の鈴木さんも、採取後はそこでまた農業をやります、とのことでした。

次に2番の案件について、場所は●●●●のすぐ前です。設定人の●●さんと、被設定人の●●●●●●さんは親子関係になります。分家住宅ということですが、排水もしっかりありますので、隣接する農地にも迷惑はかからないようです。許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の3番の案件について、3番、八巻長一調査員、お願いいたします。

3番委員 議案第2号の3番の案件について現地調査の報告をいたします。9月15日午後1時半に、梁川総合支所集合で、小賀坂推進委員、三浦推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地調査を行って参りました。

一昨年の台風19号の災害による、●●●●の復旧工事の現場です。県道山舟生丸森線沿いです。工事に伴い大量に発生する残土の一時仮置き場にするための一時転用です。問題のない案件と見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の4番と5番の案件について、15番、長沢壽幸調査員、お願いいたします。

15番委員 議案第2号の4番と5番の案件について、現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日9月15日午前10時、本庁舎集合で、浦山委員、私、事務局3名の計5名で現地を確認して参りました。

まず4番の案件について、中古車販売及び展示場ということで、売買による所有権移転の申請でございます。現地は●●●●●●の交差点の向かい側であ

りまして、周囲には民家があります。事務所につきましては、プレハブになります。東側と南側にU字溝がありまして、排水については問題がないものと確信してまいりました。

5番の案件につきましては、借地権設定による、分家住宅への転用申請でございます。現地は国道349号線の、保原梁川街道にあります●●●●●●●●から南に300メートルほど入ったところにある農地です。周りには民家が隣接しております。被設定人は、設定人の娘さん夫婦でございます。申請地の西側にはU字溝が設置されておりまして、排水の問題ありません。許可相当と見てまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の6番の案件について、42番、井上林一調査員、お願いいたします。

42番委員 議案第2号の6番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日9月15日午前11時、本庁舎集合で、佐藤委員、私、事務局3名の計5名で現地を確認して参りました。場所は、県道山口保原線から●●●●●●●●へ向かう市道と東根川の交差したところです。今回、●●●●の改良工事ということで、残土置き場としての転用です。●●●●さん所有のこの農地は、数十年耕作されていない、荒れた農地ですが、周囲の農地は耕作されている農地です。転用によって整備されることで、環境も良くなるのではないかと見てまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の7番と8番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第2号の7番と8番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日9月15日午前11時、本庁舎集合で、井上推進委員、私、事務局3名の計5名で現地を確認して参りました。

7番、8番の案件につきましては、●●●●●●●●の公共工事に伴う、残土置き場や現場事務所の一時転用であります。排水はいずれも自然浸透であり、周囲の農地への影響もないものとみてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の9番の案件について、33番、引地秀樹調査員、お願いいたします。

33番委員 議案第2号の9番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日9月15日午後3時、霊山総合支所集合で、大橋委員、八島推進委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

申請地の場所は、霊山の●●●●●●●●付近でありまして、譲渡人の●●さん

議長　ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の９件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 異議なしと認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 賛成全員。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての1番を除く8件の案件については、原案のとおり許可決定といたします。1番の案件については、原案のとおり許可相当とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、許可決定とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

補足説明を農地係長からいただきます。

1番、●●●●●●●●●●●●●●●●については、桑畑として利用していましたが、平成9年以前より養蚕業の衰退による不耕作のため山林化し現在に至っております。

[illegible]

3番及び4番については、関連がありますので一括説明を行います。3番は、●●●●●●●●●●●●●●●●、4番は、●●●●●●●●●●●●●●●●になります。昭和36年頃より寺院の境内地として利用し現在に至っております。なお、●●●については、駐車場及び供物の集積所、●●●については、参道及びその法面となっています。

[illegible]

ろしくお願いいたします。

議 長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第3号の1番と2番の案件について、36番、小賀坂伸夫調査員、お願いいたします。

36番委員 議案第3号の1番と2番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日9月15日午後1時30分、梁川総合支所集合で、八巻委員、三浦推進委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

現地は、県道国見浪江線の東側に位置し、山林のふもとに農地が広がっており、荒廃した農地が見られる地域です。以前は、桑園として耕作されていたんですが、20年以上耕作されていないということで、放置された状況にあり、樹木がうっそうと茂っている状態でした。農地として評価するには無理があり、地目変更もやむを得ないものと見て参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第3号の3番と4番の案件について、39番、三浦秀勝調査員、お願いいたします。

39番委員 議案第3号の3番と4番の案件については、関連性がありますので、一括にて説明させていただきます。昨日9月15日午後1時30分、梁川総合支所集合で、八巻委員、小賀坂推進委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。現地は寺院の敷地内であり、●●●さんの土地は完全に駐車場の一部として、●●●さんの土地は進入路敷地となっております。本件は60年以上前からこの状態を保っているということで、承認もやむなしと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第3号の5番の案件について、10番、浦山公一調査員、お願いいたします。

10番委員 議案第3号の5番の案件について、現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日9月15日午前10時、本庁舎集合で、長沢委員、私、事務局3名の計5名で現地を確認して参りました。申請場所は、国道399号線の●●●●●●●●●●から伊達方面へ向かい、市の幹線道路に入り●●●●●●●●方向、約1キロメートルほど先の交差点付近の住宅でございます。以前は申請人が居住しておりましたが、現在は●●の高齢者施設へ入居しており、親族も居住する意思がないことから、売却することになりました。測量した結果、農地に屋根の部分がはみ出していることがわかりましたので、今回、現況確認申請に至ったものです。やむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議案第３号「現況確認証明願いについて」の５件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第３号「現況確認証明願いについて」の５件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第３号「現況確認証明願いについて」の５件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 長 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第４号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第４号については一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る３件、賃借権設定に係る６件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 長 それでは、「異議なし」と認め、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る３件、賃借権設定に係る６件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 長 賛成全員。よって、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る３件、賃借権設定に係る６件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 長 次に、議案第５号「農用地利用配分計画（案）について」を議題といたしま

す。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 5 号朗読説明）

ご審議いただきます農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理権を有する農地中間管理機構「公益財団法人福島県農業振興公社」の求めにより伊達市が提出するものであり、その際に農業委員会の意見を聴くことになっています。福島県農業振興公社は、この計画案をもとに配分計画を定め、県知事の認可を受けると配分計画の定めるところにより賃借権または使用貸借権が設定され、または移転することになります。

なお、知事認可の公告予定年月日は、令和 4 年 1 0 月 2 5 日となっています。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 これより審議に入ります。議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第 6 号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 6 号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第 6 号「あっせん申出について」の 3 件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 6 号、「あっせん申出について」の 3 件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 6 号「あっせん申出について」の 3 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、保原地区担当から 3 2 番、舟山健一推進委員と、3 5 番、佐瀬之人推進委員。2 番の案件について、保原地

区担当から４０番、阿部良夫推進委員と、４２番、井上林一推進委員。３番の案件について、霊山地区担当から２５番、八島市蔵推進委員と、３３番、引地秀樹推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。
これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。
長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和４年第９回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（午後４時５分閉会）

11. 提出事項の顚末	議案第１号	許可決定
	議案第２号	許可決定
	議案第３号	承認決定
	議案第４号	承認決定
	議案第５号	承認決定
	議案第６号	承認決定

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

